

新潟県における
新基本計画実装・農業構造転換支援事業
の実施について

令和8年3月30日（一部改正）

新潟県農林水産部

目 次

新潟県における新基本計画実装・農業構造転換支援事業の実施について・・・・・・・・	1
別紙1 新潟県暴力団排除条例及び新潟県が行う事務及び事業からの 暴力団排除に関する要綱にかかる誓約・・・・・・・・	4
別表1 取組主体等が提出する書類の種類、提出先等・・・・・・・・	5

新潟県における新基本計画実装・農業構造転換支援事業の実施について

1 趣旨

新潟県における新基本計画実装・農業構造転換支援事業の実施については、新基本計画実装・農業構造転換支援事業の交付等要綱（令和7年1月16日付け6農産3345号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知。以下「事務取扱」という。）、及び新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この定めにより行う。

2 事業実施の手続

(1) 取組実施計画の作成等

取組主体は、交付等要綱別記1第4第1項第1号のとおり、交付等要綱別添参考様式第1号により、取組実施計画を作成する。

取組実施計画の作成に際し、取組主体は、農産物の持続的かつ安定的な供給体制の構築や既存の施設の効率的な管理・運営等の推進に繋がる計画となるよう留意するものとする。

また、市町村長は、農産物の持続的かつ安定的な供給体制の構築や既存施設の効率的な管理・運営等の推進に資するよう、協働利用施設の取組実施計画を作成するよう、取組主体に対して指導・助言を行うものとする。

(2) 取組実施計画の申請

ア 取組主体は、作成した事業実施計画及び必要書類を別紙1に定める各号のいずれにも該当しないことを誓約した上で、市町村長（事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。以下、同じ。）に提出する。

イ アの場合において、事業実施地区の範囲が複数の市町村の市域に及ぶときは、取組主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に取組実施計画書の写しを提出する。

ウ 市町村長は、取組実施計画をとりまとめ、交付等要綱別紙様式第1号により、別途定める期日までに、地域振興局長を経由して知事に申請する。

また、この場合、「取組主体名」を「市町村長」に読み替えることとする。以下同じ。

なお、取組主体が、県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う等の場合は、別紙1に定める各号のいずれにも該当しないことを誓約した上で、市町村長を経由せず直接、知事に申請することができるものとする。

エ ウと併せて、市町村が再編集約・合理化の更なる加速化の取組を実施する場合には、市町村長は、交付等要綱別記4第4第1項第1号のとおり、交付等要綱別添参考様式3号により、市町村事業計画書を作成し、地域振興局長を経由して知事に申請する。

なお、複数の市町村が本取組を実施する場合、主たる市町村が取りまとめ申請する場合と、それぞれの市町村が申請する場合のどちらも可能とする。

(3) 取組実施計画の認定

ア 知事は、北陸農政局長と所要の手続きを経た上で取組実施計画を承認し、市町村長に通知する。

イ 知事は、前項の申請又は認定後において、事業に関して虚偽の申請若しくはその他不適当な行為をしたと認められる場合は、対象事業として承認しない又は承認を取り消すことができるものとする。

(4) 取組実施計画の変更

取組主体又は市町村長は、特認団体が実施する事業内容の変更や、取組実施計画の変更（事業の中止又は廃止、取組主体の変更、成果目標の変更に限る。）する場合は、第1号から第3号に準じた手続きを行うものとする。

ただし、県交付要綱第5に定める変更の承認申請書に当該取組実施計画及び関係書類を添付して申請することで、これに代えることができる。

3 交付決定前着手届の提出

取組主体は、交付等要綱別記1第4第3項に基づき交付決定前に着手する場合には、事業認定・割当内示があつてから着手するものとし、あらかじめ交付等要綱別紙様式第5号により作成した交付決定前着手届を、市町村長及び地域振興局長を経由して知事に提出する。

4 事業実施状況の報告等

(1) 取組主体は、事業の実施状況等について、交付等要綱別記1第8第1項に基づき事業実施年度から目標年度までの間毎年度（目標年度については交付等要綱別記1第9第1項に基づき）、交付等要綱別紙様式第8号により取組主体事業実施状況報告書及び評価報告書を作成し、市町村長へ報告する。

また、その際に、交付等要綱別記1第5第2項の規定により作成した再編計画及び第6第2項の規定により作成した積立計画についても併せて提出するものとする。

ただし、事業の開始年度であつて交付申請内容と同様の場合は当該事業実施状況報告を不要とする。

(2) 市町村長は、毎年度取組主体からの事業実施状況報告書及び評価報告書を取りまとめ、その内容を点検評価し、その結果を地域振興局長を経由して知事に翌年度の5月末までに報告する。

(3) 前項の点検評価を実施した結果、取組実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合又は導入した施設等が当初の事業実施計画に従つて適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下「改善指導対象」という。）、市町村長は、地域振興局長と協力して当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、目標年度の実績を点検評価した結果、改善指導対象に該当する地区について、市町村長は、目標達成が見込まれるまでの間、取組主体に対して交付等要綱別紙様式第10号により改善計画を作成させるとともに、改善状況を報告させるものとする。また、市町村長は、取組主体から報告のあつた改善計画又は改善状況報告書の内容を点検評価し、地域振興局長を経由して知事に報告するものとする。

5 その他事務取扱等

(1) 県における新基本計画実装・農業構造転換支援事業の実施に係る本庁の推進体制は、次のとおりとする。

【県の推進体制】

本庁		地域振興局の 事業所管課※2
補助金総括課 (予算計上課)	担当課※1	
地域農政推進課	地域農政推進課 農産園芸課 畜産課 食品・流通課	農林水産（農業）振興部 農業企画（企画振興）課 又は生産振興課

※1 担当課は、取組実施計画の審査を行う。また、必要に応じて審査に協力する

なお、担当課の区分は、新潟県における強い農業づくり総合支援交付金の実施についてに準ずる。

※2 事業実施地区を所管する地域振興局（地区の範囲が複数の地域振興局に及ぶ場合は、原則として主たる地域振興局）

(2) この他の事業実施にかかる事務については、事務取扱に準じて行い、実施設計書、入札結果報告・着工届、しゅん功届等の必要な報告や届出を行うものとする。

(3) 県は、本対策の適正な執行を確保するため、事業評価において、第三者から意見聴取するものとする。

なお、第三者は、本対策と利害関係のない、複数者を選定するものとする。

(4) 事業実施にあたり取組主体等が提出する書類の種類、提出先及び必要部数等は別表1のとおりとする。

なお、地域振興局長は、4の事業実施状況の報告等の報告を経由する場合、新潟県における強い農業づくり総合支援交付金の実施についての様式Fにより所見を付すこととする。

6 その他

その他必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この通知に基づく手続きは、令和7年3月24日から実施する。

附 則

改正したこの通知は、令和8年3月30日から施行し、令和8年1月7日から適用する。

別紙 1

新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。）及び新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 23 年 8 月 1 日制定）に基づき、本交付金を活用し、県から直接交付金の交付を受けようとする者は、次のいずれにも該当しない事を誓約した上で申請するものとする。

- 1 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- 4 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 5 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- 6 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- 7 その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

別表1 取組主体等が提出する書類の種類、提出先及び必要部数等

	提出書類	様式	直接・間接の別	部数 ※4	事務処理※4
申請	取組実施計画(変更)承認申請	交付等要綱 別紙様式第1号 別紙様式第3号 ※3	間接 ※1	4	取組主体(4)→市町村(3)→地域振興局(2)→補助金総括課(1)※5→(写)関係課
			直接 ※2	3	取組主体(3)→地域振興局(2)→補助金総括課(1)※5→(写)関係課 (1)→関係市町村へ写しを送付
報告等	取組主体事業実施状況報告書及び評価報告書 改善計画又は改善状況報告書	交付等要綱 別紙様式第8号 別紙様式第10号 (地域振興局は、様式F)	間接 ※1	3	取組主体(3)→市町村(2)→地域振興局(1)→補助金総括課 ※5→(写)関係課
			直接 ※1	2	取組主体(2)→地域振興局(1)→補助金総括課 ※5→(写)関係課
	交付決定前着手届	交付等要綱 別紙様式第5号	間接 ※1	3	取組主体(3)→市町村(2)→地域振興局(1)→補助金総括課 ※5→(写)関係課
			直接 ※2	2	取組主体(2)→地域振興局(1)→補助金総括課 ※5→(写)関係課

※1 市町村経由の場合

() は必要部数

※2 県に直接申請する場合

※3 取組主体が、特認団体として申請する場合は交付等要綱の別紙様式3号及び関係書類を添付すること。

※4 複数市町村に及ぶ場合は、原則として主たる市町村長を経由すること。

※5 補助金総括課と事業所管課が異なる場合、事業所管課経由で補助金総括課へ提出すること